



▲知的障害者が自立生活等に向け、作業訓練等を行う「さんとらっぶ」

政策D 救急時対応計画

高齢化の進行やライフスタイルの変化などに伴い、がんや脳血管疾患など生活習慣病が増加する一方、医療技術が急速に進歩するなど、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の医療に対するニーズも多様化しています。市民が休日、夜間など、いつ病気になることも、どこに住んでいても、受けられる救急時対応の体制づくりを目指します。

【政策を構成する施策】

D-1 救急時対応の充実

現在、県内では医師不足が懸念されており、精神科・小児科・産婦人科の受診ができない地域が出ています。本市では、ほとんどの診療科があり、外来受診、入院が可能です。

市民の命と安全を守るため、関係機関との連携体制を充実、強化し、救急時にいつでもどこでも受診できる体制づくりを推進します。

政策E 食育推進計画

市民の生涯にわたる食育推進に向け、家庭や地域、学校、関係団体等がそれぞれの役割を意識しながら、一体となった食育実践活動に取り組みます。また、地産地消の推進と併せて特色ある施策を講じます。

【政策を構成する施策】

E-1 子どもたちへの食育推進の充実

乳幼児期から望ましい食生活習慣の定着を図ることが重要です。乳幼児健診時に各発達段階に応じた指導、調理実習を通じた食育の展開、地域の食文化伝承の促進などに取り組みます。

E-2 健康づくりを通じた食育推進の充実

健康づくりと生活習慣病予防のために、基本健診の事後指導や健康相談・健康教室を通じて食育を推進します。また高齢者へ配慮した食育、栄養成分表示を見て食品や外食を選ぶ習慣などを提案していきます。

第2章 障害者の生活支援（障害者計画）

本計画は、新たな国の障害者施策を踏まえ、複雑・多様化してきている課題に適切に対応していくための基本計画として、障害者基本法の規定に基づき策定するものです。障害者の自立と社会参加を促進するため、次の目標を掲げ計画を推進します。

【計画の基本目標】

- A 地域生活支援
- B 地域生活への移行支援
- C 保健・医療サービス等の充実
- D 人にやさしいまちづくり

【政策を構成する施策】

A-1 相談支援事業

市内には身体障害者療護施設、知的障害者通所更生施設、精神科病院があります。これらの施設に相談支援専門員の配置を促進し、必要な情報の提供や助言、サービスの利用支援、生活設計等の総合的な相談支援事業の委託を推進します。

また、相談支援事業者の中立・公平性を確保するため、地域自立支援協議会を設置します。

A-2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため意思の疎通を図ることに支障のある人に

手話通訳者等を派遣し、日常生活上の不便さを解消します。また、市民および手話サークル等のボランティアグループを対象に資格取得講習会を実施し、有資格者の確保やボランティアの育成を図っていきます。

A-3 日常生活用具給付事業

重度障害者等が自力での日常生活を送ることができるよう、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の44種目を給付、貸与しているほか、居宅生活動作補助用具や点字図書等の給付事業も行っています。今後は、これら以外の種目あるいは特殊改良品の要望があれば、調査の上、できる限り種目に加え、給付に努めていきます。

A-4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等の自立生活および社会参加を促すため、集団移動に対する福祉バスの運行のほか、自立を目指す人に対して、自動車運転免許証取得費の助成あるいは公共交通機関を利用して通勤する人や更生訓練施設等へ通所する人に対して交通費を助成するなど、移動手段の支援に努めます。また、視覚障害者に対してはガイドヘルパーを派遣して安心して外出できるように支援します。

A-5 地域活動支援センター事業

障害のある人が、回復途上にあつて、社会復帰あるいは社会参加を目指すとき、対人関係の改善や日常生活上の自立訓練、あるいは創作活動やレクリエーション活動な



▲調理実習などを開催し、子どもたちに正しい食生活の指導を図ります

政策A 地域生活支援（障害福祉計画）

平成18年4月1日障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神といった障害の種類にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。この新たな福祉サービスは、ホームヘルプサービスなどの「介護給付事業」、就労支援などの「訓練等給付事業」、市町村が責任を持って主体的に実施する「地域生活支援事業」の3つの体系からなります。

障害者自立支援法の規定に基づき、市が実施する地域生活支援事業は、事業の実施体制や地域の実情を反映した取り組み方法等に関する考え方を「障害福祉計画」とするものです。

どを提供する場が必要で、市内の法人等に整備を働きかけるとともに、運営に協力できるボランティアスタッフの養成にも努めていきます。

A-6 身体障害者更生訓練費支給事業

身体障害者更生訓練施設に入所し、就労あるいは自立の更生訓練を受けている人に対し、社会復帰を支援する方策の一助として、更生訓練費を支給します。

A-7 日中一時支援事業

障害者（児）の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護の一時的な負担軽減を図るため、障害者（児）の日中一時預かり事業をすすめていきます。特に児童生徒の放課後および長期休業期間中の一時預かりに対する要望が多くなつてきていることから、発達障害児を含めた一時預かり事業を展開していきます。

政策B 地域生活への移行支援

国の精神保健福祉施策の基本的方向として、現在35万床以上となっている精神科病床数を、今後10年間で約7万の減床に取り組みことにしています。

本市での精神障害者の退院可能者は10人程度と想定されています。また身体・知的障害者の施設長期入所者の退所可能者も3人が見込まれています。自立のための生活訓練や余暇活動を行う移行支援施設の整備と居住場所の確保、それに加えて地域住民の支援が何より必要となります。